

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

(第 1 面)

産業廃棄物処理計画書

令和 6 年 6 月 24 日

山梨県知事

長崎 幸太郎 殿

提出者

住 所 山梨県大月市笹子町黒野田1175番地の1

氏 名 天野工業株式会社
代表取締役 中田 洋二

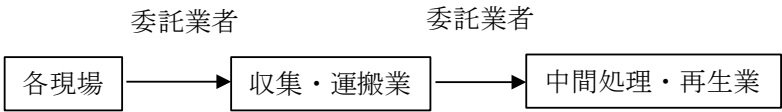
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0554-25-2411

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	天野工業株式会社
事業場の所在地	山梨県大月市笹子町黒野田1175番地の1
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	建設業 総合工事業
② 事業の規模	元請完成工事高 17億円
③ 従業員数	35人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	 <pre> graph LR A[各現場] -- 委託業者 --> B[収集・運搬業] B -- 委託業者 --> C[中間処理・再生業] </pre>

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙の通り

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 5 年度）実績】 別紙の通り		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙の通り		
②計画	【目標】 別紙の通り		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙の通り		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙の通り
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙の通り

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 5 年度）実績】 別紙の通り		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 別紙の通り		
②計画	【目標】 別紙の通り		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 別紙の通り		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 5 年度）実績】 別紙の通り		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 別紙の通り		
②計画	【目標】 別紙の通り		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 別紙の通り		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 5 年度）実績】 別紙の通り		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 別紙の通り		
②計画	【目標】 別紙の通り		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 別紙の通り		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 5 年度）実績】 別紙の通り		
	産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	（これまでに実施した取組） 別紙の通り		

(第5面)

②計画	【目標】	別紙の通り	
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙の通り		
※事務処理欄			

(第 6 面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

令和5年度 産業廃棄物処理計画実施状況表

R5.4～R6.3

		排出量の目標	産業廃棄物 排出量	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	自ら中間処理により 減量する 産業廃棄物の量	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	全処理委託量	優良認定処理業者 への処理委託量	再生利用業者への 処理委託量	認定熱回収業者 への処理委託量	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者 への処理委託量
廃プラスチック		10.00	3.80					3.80	2.35	3.80		
	小計	10.00	3.80	0.00	0.00	0.00	0.00	3.80	2.35	3.80	0.00	0.00
金 属 く ず		0.00	0.42					0.42	0.42	0.42		
	小計	0.00	0.42	0.00	0.00	0.00	0.00	0.42	0.42	0.42	0.00	0.00
ガラス・陶磁器くず		0.00	0.10					0.10	0.10	0.10		
	小計	0.00	0.10	0.00	0.00	0.00	0.00	0.10	0.10	0.10	0.00	0.00
が れ き 類	Con塊	1500.00	1112.59					1112.59	49.90	1112.59		
	As塊	280.00	1802.42					1802.42	0.00	1802.42		
	モルタル塊	80.00	0.00					0.00	0.00	0.00		
	その他	0.00	17.69					17.69	17.69	17.69		
	小計	1860.00	2932.7	0.00	0.00	0.00	0.00	2932.70	67.59	2932.70	0.00	0.00
汚 泥	掘削汚泥	0.00	0.00					0.00	0.00	0.00		
	カッター切断汚泥	0.00	0					0.00	0.00	0.00		
	側溝洗浄汚泥	0.00	0.00					0.00	0.00	0.00		
	建設汚泥	20.00	14.16					14.16	6.88	14.16		
	小計	20.00	14.16	0.00	0.00	0.00	0.00	14.16	6.88	14.16	0.00	0.00
木 く ず		150.00	66.35					66.35	0.00	66.35		
	小計	150.00	66.35	0.00	0.00	0.00	0.00	66.35	0.00	66.35	0.00	0.00
建設混合廃棄物	可 燃 物	0.00	0.00					0.00	0.00	0.00		
	不 燃 物	0.00	0.00					0.00	0.00	0.00		
	無 分 別	30.00	50.65					50.65	50.65	50.65		
	小計	30.00	50.65	0.00	0.00	0.00	0.00	50.65	50.65	50.65	0.00	0.00
石棉含有産業廃棄物		3.00	0.29					0.29	0.00	0.00		
	小計	3.00	0.29	0.00	0.00	0.00	0.00	0.29	0.00	0.00	0.00	0.00
廃アルカリ		0.00	0.11					0.11	0.00	0.11		
	小計	0.00	0.11	0.00	0.00	0.00	0.00	0.11	0.00	0.11	0.00	0.00
合計（t）		2073.00	3068.58	0.00	0.00	0.00	0.00	3068.58	127.99	3068.29	0.00	0.00

令和6年度 産業廃棄物処理計画表

R6.4～R7.3

		排出量の目標	前年度 産業廃棄物 排出量	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	自ら中間処理により 減量する 産業廃棄物の量	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	全処理委託量	優良認定処理業者 への処理委託量	再生利用業者への 処理委託量	認定熱回収業者 への処理委託量	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者 への処理委託量
廃プラスチック		10.00	3.80					10.00	10.00	10.00		
	小計	10.00	3.80	0.00	0.00	0.00	0.00	10.00	10.00	10.00	0.00	0.00
金 属 く ず		0.00	0.42					0.00	0.00	0.00		
	小計	0.00	0.42	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
ガラス・陶磁器くず		0.00	0.10					0.00	0.00	0.00		
	小計	0.00	0.10	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
が れ き 類	Con塊	1500.00	1112.59					1500.00	0.00	1500.00		
	As塊	280.00	1802.42					280.00		280.00		
	モルタル塊	80.00	0.00					80.00		80.00		
	その他	0.00	17.69									
	小計	1860.00	2932.7	0.00	0.00	0.00	0.00	1860.00	0.00	1860.00	0.00	0.00
汚 泥	掘削汚泥	0.00	0.00					0.00	0.00	0.00		
	カッター切断汚泥	0.00	0.00					0.00		0.00		
	側溝洗浄汚泥	0.00	0.00					0.00		0.00		
	建設汚泥	20.00	14.16					20.00		20.00		
	小計	20.00	14.16	0.00	0.00	0.00	0.00	20.00	0.00	20.00	0.00	0.00
木 く ず		150.00	66.35					150.00	50.00	150.00		
	小計	150.00	66.35	0.00	0.00	0.00	0.00	150.00	50.00	150.00	0.00	0.00
建設混合廃棄物	可 燃 物	0.00	0.00					0.00	0.00	0.00		
	不 燃 物	0.00	0.00					0.00	0.00	0.00		
	無 分 別	30.00	50.65					30.00	30.00	30.00		
	小計	30.00	50.65	0.00	0.00	0.00	0.00	30.00	30.00	30.00	0.00	0.00
石綿含有産業廃棄物		3.00	0.29					3.00	3.00	3.00		
	小計	3.00	0.29	0.00	0.00	0.00	0.00	3.00	3.00	3.00	0.00	0.00
廃アルカリ		0.00	0.11									
	小計	0.00	0.11	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
合 計（t）		2073.00	3068.58	0.00	0.00	0.00	0.00	2073.00	93.00	2073.00	0.00	0.00

1. 会社の概要

(1) 会社名

天野工業株式会社

(2) 資本金

2,200万円

(3) 従業員数

35名

2. 当該事業場において行っている事業の概要

(1) 従業員数

35名

(2) 建設工事請負実績

国交省・農水省・山梨県・大月市他市町村関係の公共工事請負

(3) 元請完成工事高

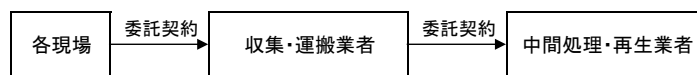
17億円

(4) 事業の展望

公共工事、当社受注高、完成工事高が横ばいのため、

産業廃棄物発生量も前年度とほぼ同様であると見込んでいる。

(5) 産業廃棄物処理フロー図



3. 計画期間

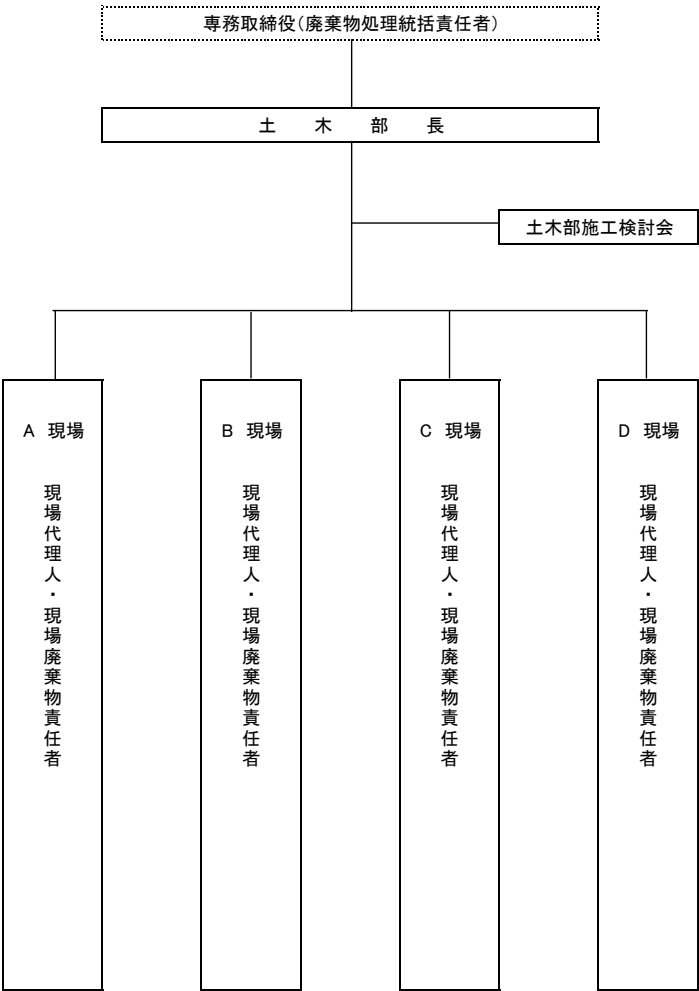
令和6年4月1日～令和7年3月31日

4. 産業廃棄物の処理に関する事項

(1) 責任者及び管理責任者

統括責任者		専務取締役
廃棄物担当		土木部長
役割	土木部 施工検討会	○ 廃棄物処理に関する検討 廃棄物の処理抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進 廃棄物の計画的な管理運営を行う上で必要な事項を検討する 会長：土木部長 委員：各現場代理人
	廃棄物処理 統括責任者	○ 廃棄物処理方針の策定 ○ 現場の廃棄物管理規定の策定・改廃 ○ 廃棄物処理に関する各事項の決定、承認
	割 現場代理人	○ 廃棄物処理計画の作成 ○ 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○ 処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ○ 委託契約の締結 ○ 産業廃棄物管理票の交付・管理 ○ 監督官庁への各種報告 ○ 社員、関連会社に対する教育・啓発 ○ その他関係する事項

廃棄物管理組織



(2) 管理体制の強化

① 管理体制

各現場の廃棄物処理に対応するために、土木部施工検討会を編成する。

これには、各現場代理人(現場廃棄物責任者)の参加を図る。

② 管理方法

廃棄物管理規定に従い、産業廃棄物管理票の配布及び調書の作成について

各現場別に分類管理を行う。

(3) 教育・研修

発生する廃棄物の種類及び処理に関する留意事項を整理し、従業員に定期的に

教育・研修を行う。

また、行政機関で行う廃棄物関係研修会等には、各現場代理人を派遣し、知識の

習得を図る。

(4) 情報公開

廃棄物処理に関する信頼性を確保するため、各現場での廃棄物の処理実施状況を

本社土木部で一元管理を行い、報告・提出の要請に応えられるように日々管理を行う。

5. 廃棄物の処理に関する事項

(排出の抑制、分別、再生利用に関する事項を含む)

(1) 基本的事項

① 産業廃棄物の適正処理を確保するため、関連する法令、その他の規制を遵守する

とともに行政の環境施策に協力する。

② 発生する産業廃棄物は処理業者に委託し、収集・運搬から処分に至るまで確認し

的確に管理する。

③ 発生する廃棄物の分別化に努力し、再資源化を図るとともに、再生材の利用の促進に

努める。

④ 廃棄物の処理について次に掲げる事項を実施し、又、関連会社にも必要な指導を行う。

発生抑制 ・廃棄物の分別の推進

・廃棄物の再資源化の推進

再生利用 ・再生材の利用の促進

そ の 他 ・処理内容を確認し、処理業者と適正な委託契約を締結

(2) 廃棄物処理の現状

当社から発生する廃棄物は、主にコンクリート殻及びアスファルト殻が大部分を占めていて、これらのものについては、ほぼ100%再資源化施設へ運搬し再資源化しています。

上記以外についても、廃棄物の分別収集に取組み、中間処理業者での再資源化への依頼等を含め努力しています。

(3) 目標の設定

受注工事においての、コンクリート殻・アスファルト殻・鉄くずは、100%再資源化とし、その他の品目についても、分別することにより再資源化の促進を図る。

〈その他の取組み〉

- ・処理業者と委託契約を結ぶにあたっての事前の現地確認と委託後の定期的確認を行う。
- ・マニフェスト伝票の管理を徹底する。
- ・各現場完了時に廃棄物処理最終報告書を土木部に提出、一元管理を行う。

(4) 産業廃棄物処理施設の設置状況等

当社及び現場には、産業廃棄物処理施設はありません。

(5) 廃棄物の処理に関わる情報の収集・管理

定期的に廃棄物関係法令や廃棄物の処理技術について情報を収集・取りまとめを行い、土木部施工検討会にて情報提供を行うとともに、社内回覧文書として全職員に伝達する。

(6) 中長期的課題

社会要求として、いま以上に細心な環境管理を意識しなければならない時代になってきた中、社会規格だけでなく、国際規格である「ISO14001」の取得を視野に入れた管理を目指し、環境に配慮した、環境イベント等への参加・協力を積極的に進める。

6. 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

使用材料の注文時の数量の厳格化と、残資源の購入先への返品の徹底に努め

再利用化を促進する。

7. 産業廃棄物の分別に関する事項

混合廃棄物以外は各事業場で分別収集する。

8. 産業廃棄物の再生利用に関する事項

基礎材・アスファルト材は、100%再生材使用とすることで徹底する。

現場以外で購入する事務用品等についても、再生品を購入するように推進して実行

に努力する。

9. 産業廃棄物の中間処理(再生利用を除く)

当社では、中間処理は行わず、外部中間処理業者に委託する。

10. 産業廃棄物の最終処分に関する事項

当社では、最終処分は行いません。